

<参考>助成金の対象物品

2021年9月1日改定

○参考1

次のものは助成対象外です。

- ①パソコン（OS・ソフトを含む）の購入費
- ②研究者（代表、共同）自身への謝金・手当
- ③研究成果発表のための費用（印刷費、翻訳・校閲費、投稿料、会議参加旅費など）
- ④研究者の所属する機関の間接経費および一般管理費（いわゆるオーバーヘッド）

○参考2

科目	主な内容
作業委託費	助手・アルバイト等（本人・共同研究者 <u>以外</u> の調査・研究協力者として位置付けられる者）に対する調査・研究に係る事務、作業、入力、翻訳、テープ起こし等に係る謝金・手当 (注)研究当事者の人件費は、原則として認められません。
調査・研究協力費	調査（アンケート）協力者、学識経験者、弁護士等に対する調査・研究協力に係る謝礼・費用
借地借家料	借室の賃借料、共益費、会議室使用料、清掃費用、保管料等
動産賃借料	什器・備品等の賃借料、会議のための備品賃借料等
交通費	出張旅費、電車・バス・タクシー等乗車賃、宿泊代 (注)研究発表以外の定例的な学会出張交通費は除きます。
通信費	電信・電話料、電話設備使用料、郵便・運送料、ホームページ関連費用、プロバイダー費用等
印刷費	印刷用紙代、印刷代金、写真の現像・紙焼き代、コピー・FAX用紙代、コピー使用料、速記代、テープ起こし、ビデオのダビング代、外注入力代等
図書費	書籍・新聞・雑誌代、印刷物としての資料代等
消耗品費	事務用消耗品費、トナー・インク代、写真フィルム代等
備品費	調査・研究用機器購入費、資器材購入費、パソコンソフト代等 (注)パソコン本体、プリンター、プロジェクター、デジタルカメラ・ビデオカメラ等汎用性の高いOA機器や精密機器の購入費は、助成の対象となりません。
会議費	委員会・業務諸打合せのためのお茶・弁当代、講演会用の飲料水等
その他	上記に該当しない諸費用